

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全衛生法](#) 「安全衛生管理組織」の基準 8 労働者の意見反映制度 3
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)

安全衛生法 「安全衛生管理組織」の基準 8 労働者の意見反映制度 3

安全衛生委員会（法第19条）

安全衛生法は、法の規定により「安全委員会」及び「衛生委員会」を設置しなければならないときは、それぞれの委員会に代えて、「安全衛生委員会」を設置することが出来る。（法第19条）
——と規定しています。

したがって現実には、大半の事業所で「安全衛生委員会」が設置されています。
安全衛生委員会の構成、運営等は、「安全委員会」「衛生委員会」と同様です。

ただ、安全衛生委員会の調査審議事項は、「安全委員会の調査審議事項」と「衛生委員会の調査審議事項」の両委員会の全てを行わなければなりません。


[▶ キーワード検索はこちら](#)

安全・衛生委員会（安全衛生委員会）は「法」により義務づけられた「最低の基準」です。
まず第一は、この最低の基準を具体化し、効果的な運営を行わなければなりません。
その為に必要な事項を明確にして労働者に明示し、労働者の意見反映が行いやすい環境をつくらなければなりません。

同時に、安全衛生委員会に労働者の推薦を得て委員に就任する者は、安全衛生活動の目的、法の趣旨、そして具体的な活動のあり方について、基本的な知識・技能を身につけ向上研鑽が必要です。

第二は、最低基準の具体化実践に留まることなく、より安全な職場・快適な職場、そして健康増進の心身づくりへ「昨日より今日、今日より明日と」進歩・発展の活動の具体化が必要です。

よく安全衛生委員会が形骸化しているということを聞きます。会議を開いても会社の安全衛生担当者の報告のみで終了する、事務局が活動の提案をしても「意見・異見」が出てこない。要するに、労働者の意見の反映がなく、委員会が機能していないということです。

委員会のマンネリ化や機能低下を防止し、実りある「安全衛生委員会」にしていかなければなりません。法的な形が整うだけでは意味がありません。

「法」（ルール）と運営（活動）と組織的行動（計画・人材）の三位一体の活動が求められるのです。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>> 一覧へ戻る](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**